

上越フットボ - ルリ - グ規約

1.名称

本連盟は上越フットボ - ルリ - グと称する(以下リ - グという)。

2目的

本リ - グは加盟チ - ムを総括し、互いの切磋琢磨により上越地域のサッカー - 水準向上と、相互の親睦を深めることを目的とする。

3組織

運営部門として総務部を設置する。

4総会

総会はシ - ズン終了後から翌シ - ズンが開始までの間に開催する(7~ 9月に開催する)。

総会には運営委員と各チ - ム代表 1名以上が出席し開催する。

総会が必要になった場合、運営委員会の要請で開催する場合がある。

総会では以下の事項の審議及び決議を行う。

予算、並びに決算

リ - グの事業計画

役員の推挙、選出

上記以外の懸案事項について

5施行

1996年 7月 20日より施行する。

2004年 10月 4日より一部改正する。

2006年 12月 7日より一部改正する。

2009年 9月 30日より一部改正する。